

■ 受講生アンケート

島根県立隠岐高等学校 2 年生（平成 23 年 1 1 月模擬裁判員裁判授業実施）

■ 法律またはルールという言葉のイメージは？

- 正義。
- 互いのために守るべきもの。
- 人の生活を保障するもの。
- 公平。
- 人が暮らすために必要なもの。
- 決まっていること。
- 堅苦しい。
- 守らなければならないもの。
- 犯されるもの。
- 悪事をはたらいた人を罰する。
- 難しいもの。
- 自由の中での約束。
- 社会がうまく機能するもの。
- 厳しい。
- 絶対的なもの。
- 壁。
- 弁護士・検察官・裁判官。
- 立場により正しいと思えたり思えなかったりするもの。

■ 裁判員裁判について

（賛成の理由）

- 国民が法や裁判に興味を持つようになる。
- 決まったことだから。
- 公正さが保たれるようになる。
- 答えが 1 つとは限らない。
- 多くの人が裁判について知るべき。
- 人を裁くことは色々な意味でよい。
- 他に方法が浮かばないので賛成。
- このような体験は必要だと思う。
- 人によって決断が変わることもあると思う。
- 国民が裁判に参加することで、裁判が変わる。
- 裁判員制度はあったほうがよいと思う。
- 一般の人の声を聞くことが出来るようになる。
- 裁判がより身近なものとなる。
- 色々な人（国民）の意見を裁判には入れるべきである。
- 人を裁く大変さが分かる。難しいと思ったがやってみる価値はある。

（反対の理由）

- 裁判員は感情に流されやすい。
- 裁判官でない者が人を裁くのは辛い。
- 模擬裁判で裁判員をしたが被告が怖かった。
- 難しいから。
- 責任が持てる自信がない。
- 自分が判決を下すことはできない。

■ 模擬裁判に興味を持ってましたか？

（興味を持った理由）

- 裁判長や裁判員の鋭い質問。
- 判決（をどうするか）（の言い渡し）。
- 検察官役であったから。
- 独特の雰囲気味わえた。
- 弁護人として質問する難しさが分かった。
- 裁判員として色々質問できたこと。

LEGAL PARK

- 人が人を裁くことの難しさを実感した。
- 裁判員・検察官・弁護人の質問がとてもよかった。
- 法曹の仕事の楽しさを感じた。
- 公判の中で疑問が生じ、質問により解決しようとした。
- 被告に意見を確認できたところ。
- 被告人に反省の跡が見えたところ。
- 人によりものさしが違い、色々な意見が出たところ。
- 人が人を裁くことに興味をもった。
- 右の頬のあざ(殴ったとしたら左利き?)。
- 教科書で勉強するとの実際は違い、参考になった。
- 本当の裁判みたいだった。
- みんなが真剣に考えていたところ。
- 裁判員が判決を下すのはとても大切だと思った。

(興味を持たなかった理由)

- 傍聴人の立場はつまらなかった。
- 自分には合っていない。

■ 模擬裁判を来年度も継続してほしいですか？

(継続してほしい理由)

- 裁判員制度について詳しく知ることができる。
- 大変めになったし、他人の気持ちを考えるというのは大切だと思った。
- 実際裁判員になる可能性があるのだからやらないとだめ。
- 大人になったら知っておかざいといけないと思う。
- 自分たちだけでなく他の学年にも知ってほしい。
- 人の罪に関して関心を持つことができた。
- 検察の立場は楽しかった。
- (自分が裁判員選ばれるかもしれないので) 良い。
- 経験となった。
- 回を重ねみんなが裁判員・検察・弁護を経験すべき。
- 勉強になったし、裁判を身近に感じることでできた。
- 裁判員制度について知ることができた。
- 体験は、授業で勉強するのとは違う。
- 体験により、より理解が深まる。
- 将来の進路が決まっていない人の参考となる。
- 絶対に必要な経験。
- 法に興味を持つことが出来る。
- 経験した方が今後の役に立つ。

(継続しないでほしい理由)

- 他の仕事も体験できるような授業をしてほしい。
- 模擬裁判はどんな感じか分かったので今回だけでいいです。
- 僕たちだけで充分です。

■ 感想・意見

- とても大変だった。
- ぜひまたしてほしい。
- 最初は大変だと思ったけど、やってみると色々考えるところがあり、よかった。
- 模擬裁判を経験し、実際の裁判も是非傍聴すべきだと感じました。
- 本物の弁護士の方と事前に幾度も打ち合わせとして、最後に実刑を勝ち取った。